

平成28年第2回
笠間市議会定例会会議録 第6号

平成28年6月15日 午前10時00分開議

出席議員

議長	22番	藤枝	浩君
副議長	10番	野口	圓君
	2番	村上	寿之君
	3番	石井	栄君
	4番	小松崎	均君
	5番	菅井	信君
	6番	畑岡	洋二君
	7番	橋本	良一君
	8番	石田	安夫君
	9番	蛭澤	幸一君
	11番	飯田	正憲君
	12番	西山	猛君
	13番	石松	俊雄君
	14番	海老澤	勝君
	15番	萩原	瑞子君
	16番	横倉	きん君
	17番	大貫	千尋君
	18番	大関	久義君
	19番	市村	博之君
	20番	小藺江	一三君
	21番	石崎	勝三君

欠席議員

1番 田村泰之君

出席説明者

市	長	山口	伸樹君
副市	長	久須美	忍君
教	育	長	今泉寛君

市長公室長	藤枝泰文君
総務部長	塩畑正志君
市民生活部長	山田千宏君
福祉部長	鷹松丈人君
保健衛生部長	打越勝利君
産業経済部長	米川健一君
都市建設部長	大森満君
上下水道部長	鯉渕賢治君
市立病院事務局長	友水邦彦君
教育次長	小田野恭子君
消防長	水越均君
笠間支所長	大月弘之君
岩間支所長	岡野正則君

出席議会事務局職員

議会事務局長	飛田信一
議会事務局次長	渡辺光司
次長補佐	堀越信一
主査	若月一
主幹	神長利久

議事日程第6号

平成28年6月15日（水曜日）

午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 委員会の閉会中の継続審査について
- 日程第3 議案第60号 笠間市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 議案第61号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第62号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第63号 笠間市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第64号 笠間市基本構想の議決に関する条例について

- 議案第65号 笠間市内における太陽光発電設備設置事業と住環境との調和に関する条例について
- 議案第66号 工事請負契約の締結について（堂ノ池周辺整備工事）
- 議案第67号 工事請負契約の締結について（（仮称）いなだこども園建設工事）
- 議案第68号 工事請負契約の締結について（岩間第一小学校校舎改修工事）
- 議案第69号 市道路線の廃止及び認定について
- 議案第70号 茨城県央地域定住自立圏の形成に関する協定の締結について
- 議案第71号 笠間市公共下水道下市毛ポンプ場ポンプ設備等更新工事委託に関する協定の締結について
- 議案第72号 平成28年度笠間市一般会計補正予算（第2号）
- 議案第73号 平成28年度笠間市一般会計補正予算（第3号）

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 委員会の閉会中の継続審査について
- 日程第3 議案第60号 笠間市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 議案第61号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第62号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第63号 笠間市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第64号 笠間市基本構想の議決に関する条例について
- 議案第65号 笠間市内における太陽光発電設備設置事業と住環境との調和に関する条例について
- 議案第66号 工事請負契約の締結について（堂ノ池周辺整備工事）
- 議案第67号 工事請負契約の締結について（（仮称）いなだこども園建設工事）
- 議案第68号 工事請負契約の締結について（岩間第一小学校校舎改修工事）
- 議案第69号 市道路線の廃止及び認定について
- 議案第70号 茨城県央地域定住自立圏の形成に関する協定の締結について
- 議案第71号 笠間市公共下水道下市毛ポンプ場ポンプ設備等更新工事委託に関する協定の締結について
- 議案第72号 平成28年度笠間市一般会計補正予算（第2号）
- 議案第73号 平成28年度笠間市一般会計補正予算（第3号）

午前10時00分開議

開議の宣告

○議長（藤枝 浩君） 皆さんおはようございます。

ご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は21名であります。本日の欠席議員は1番田村泰之君であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議に、地方自治法第121条第1項の規定により、出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、お手元に配付いたしました資料のとおりであります。

議事日程の報告

○議長（藤枝 浩君） 日程についてご報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（藤枝 浩君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、13番石松俊雄君、14番海老澤 勝君を指名いたします。

委員会の閉会中の継続審査について

○議長（藤枝 浩君） 日程第2、委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

総務産業委員会委員長から、現在委員会において審査中の請願第28-2号 T P P協定を国会で批准しないことを求める請願及び請願第28-3号 犬及び猫の不妊去勢手術助成金制度の創設を求める請願については、会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしましたとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

本件は、委員長の申し出のとおり継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議がありますので……。

暫時休憩します。

午前10時06分休憩

午前10時09分再開

○議長（藤枝 浩君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

審査中の請願第28-2号 TPP協定を国会で批准しないことを求める請願について、異議がありますので、閉会中の継続審査に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤枝 浩君） 起立多数であります。継続審査と決定いたしました。

請願第28-3号 犬及び猫の不妊去勢手術助成金制度の創設を求める請願については、会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしましたとおり、閉会中の継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤枝 浩君） 起立多数により、継続審査といたします。

議案第60号 笠間市印鑑条例の一部を改正する条例について

議案第61号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第62号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

議案第63号 笠間市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について

議案第64号 笠間市基本構想の議決に関する条例について

議案第65号 笠間市内における太陽光発電設備設置事業と住環境との調和に関する条例について

議案第66号 工事請負契約の締結について（堂ノ池周辺整備工事）

議案第67号 工事請負契約の締結について（（仮称）いなだこども園建設工事）

議案第68号 工事請負契約の締結について（岩間第一小学校校舎改修工事）

議案第69号 市道路線の廃止及び認定について

議案第70号 茨城県央地域定住自立圏の形成に関する協定の締結について

議案第71号 笠間市公共下水道下市毛ポンプ場ポンプ設備等更新工事委託に関する協定の締結について

議案第72号 平成28年度笠間市一般会計補正予算（第2号）

議案第73号 平成28年度笠間市一般会計補正予算（第3号）

○議長（藤枝 浩君） 日程第3、議案第60号 笠間市印鑑条例の一部を改正する条例に

ついてないし議案第73号 平成28年度笠間市一般会計補正予算（第3号）の14件を一括議題といたします。

審査が終了しておりますので、これより各常任委員会の委員長から審査の経過及び結果についての報告を求めます。

初めに、総務産業委員会委員長飯田正憲君。

〔総務産業委員会委員長 飯田正憲君登壇〕

○総務産業委員会委員長（飯田正憲君） 総務産業委員会から、審査結果報告いたします。

今期市議会定例会において総務産業委員会に付託された議案について、審査の経過並びに結果を、会議規則第39条第1項の規定に基づきご報告申し上げます。

当委員会は、6月7日、執行部より関係部課長などの出席を求め、議案第60号 笠間市印鑑条例の一部を改正する条例について、議案第64号 笠間市基本構想の議決に関する条例について、議案第66号 工事請負契約の締結について（堂ノ池周辺整備工事）、議案第70号 茨城県央地域定住自立圏の形成に関する協定の締結について、議案第72号 平成28年度笠間市一般会計補正予算（第2号）、議案第73号 平成28年度笠間市一般会計補正予算（第3号）について、以上6件の付託議案の審査を行いました。

審査の過程で主な質疑と審査結果についてご報告申し上げます。

初めに、議案第66号 工事請負契約の締結について（堂ノ池周辺整備工事）では、完成後の維持管理や管理の所在に関しての質疑がありました。

次に、議案第72号 平成28年度笠間市一般会計補正予算（第2号）では、資産経営課所管分の設備設置工事費の内容について、環境保全課所管の収集運搬業務の委託の契約形態について、商工観光所管のモニターツアー委託料の内容についての質疑がありました。

また、議案第73号 平成28年度笠間市一般会計補正予算（第3号）では、過徴収金返還に関する事務処理についての質疑がありました。

審査の結果、当委員会に付託になりました議案のうち、議案第60号、議案第66号、議案第70号については賛成多数、議案第64号、議案第72号、議案第73号については全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、当委員会に付託になりました議案の審査の経過と結果であります。

議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます、ご報告といたします。

○議長（藤枝 浩君） 次に、教育福祉委員会委員長より報告願います。

委員長畑岡洋二君。

〔教育福祉委員会委員長 畑岡洋二君登壇〕

○教育福祉委員会委員長（畑岡洋二君） 今期市議会定例会において教育福祉委員会に付託になりました議案について、審査の経過並びに結果を、会議規則第39条第1項の規定に基づきご報告申し上げます。

当委員会は、6月7日、執行部より関係部課長などの出席を求め、議案第61号 笠間市

国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、議案第62号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用などに関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、議案第63号 笠間市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について、議案第67号 工事請負契約の締結について（（仮称）いなだこども園建設工事）、議案第68号 工事請負契約の締結について（岩間第一小学校校舎改修工事）、議案第72号 平成28年度笠間市一般会計補正予算（第2号）、以上6件の付託議案の審査を行いました。

審査の過程での主な質疑、意見などについては特にありませんでした。

審査の結果、当委員会に付託された議案のうち、議案第61号及び議案第62号については賛成多数、議案第63号、議案第67号、議案第68号及び議案第72号については全会一致にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、当委員会に付託になりました議案の審査の経過並びに結果であります。

議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます、ご報告といたします。

○議長（藤枝 浩君） 次に、建設土木委員会委員長より報告願います。

委員長西山 猛君。

〔建設土木委員会委員長 西山 猛君登壇〕

○建設土木委員会委員長（西山 猛君） 今期市議会定例会において建設土木委員会に付託になりました議案について、審査の経過及び結果を、会議規則第39条第1項の規定に基づきご報告を申し上げます。

当委員会は、6月8日午前10時から、執行部より関係部課長の出席を求め、当委員会に付託になりました議案第65号 笠間市における太陽光発電設備設置事業と住環境との調和に関する条例について、議案第69号 市道路線の廃止及び認定について、議案第71号 笠間市公共下水道下市毛ポンプ場ポンプ設備等更新工事委託に関する協定の締結について、議案第72号 平成28年度笠間市一般会計補正予算（第2号）、以上4件の議案について審査を行いました。

審査の過程での主な質疑、意見等及び審査結果についてご報告を申し上げます。

初めに、議案第65号 笠間市内における太陽光発電設備設置事業と住環境との調和に関する条例についてでは、現在計画が進行している事業は同条例の適用を受けるのか、また、今後の条例における国、県等の関連法令などのかかわりはどうなのかとの質疑がありました。

次に、議案第69号 市道路線の廃止及び認定についてでは、ほかに県道などを市道に移管協議している箇所はあるか、また、公道の適切な維持管理についての質疑がありました。

次に、議案第72号 平成28年度笠間市一般会計補正予算（第2号）では、建設課所管の国庫補助金の減額により事業の推進に影響はないか、また入札差金の取り扱いについて、管理課所管では笠間市における橋梁点検の現状についての質疑がありました。

なお、議案第71号 笠間市公共下水道下市毛ポンプ場ポンプ設備等更新工事委託に関する協定の締結については、特に質疑、意見はありませんでした。

審査の結果、当委員会に付託になりました全ての議案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、当委員会に付託されました議案の審査の経過及び結果であります。

議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げまして、ご報告といたします。

○議長（藤枝 浩君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

5 番菅井 信君。

○5 番（菅井 信君） 建設土木委員会に付託になりました議案第65号の中で、現在出されている条例との関係と、それから制定されるであろう国、県とのかかわりについてということで、2件について議論がなされたということで、この部分は非常に重要な点だと思いますので、その内容等についてももう少し、こういったものだったのかご報告いただければ幸いです。

○議長（藤枝 浩君） 委員長西山 猛君。

○建設土木委員会委員長（西山 猛君） 議長、休憩を願いたいと思います。

○議長（藤枝 浩君） ここで暫時休憩いたします。

午前10時26分休憩

午前10時28分再開

○議長（藤枝 浩君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

建設土木委員長西山 猛君。

〔建設土木委員会委員長 西山 猛君登壇〕

○建設土木委員会委員長（西山 猛君） 5 番菅井議員の質問にお答えしたいと思います。

これは課長答弁をそのまま引用させていただきたいと思いますが、ご容赦いただけますか。それでは、先ほどの質問に対してですが、国、県と協議を行うことは、各種法令等により行うため条例に盛り込んでいない。また、都市計画法上の開発行為には該当しないが、3,000平米以上の案件は、土地の質の変更に該当させ市の開発指導要綱による指導を行うこととしたということです。

また、国からの設備認定情報は入手できるようになっている状況なので、適切に指導を行うことができるという状況であります。

○議長（藤枝 浩君） 5 番菅井 信君。

○5 番（菅井 信君） ありがとうございます。

○議長（藤枝 浩君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

初めに、横倉きん君の発言を許可いたします。

〔16番 横倉きん君登壇〕

○16番（横倉きん君） 16番、日本共産党の横倉きんです。議案第61号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に、反対の立場で討論を行います。

国保税の基礎課税分と後期高齢者支援金、それぞれ52万円を54万円に、17万円を19万円に引き上げ、国保税の上限を85万円から89万円に引き上げて、低所得者への保険税の軽減を図るというものです。試算として、新たに2割軽減になる方は75世帯、2割から5割軽減になるのは44世帯です。必要な必要は300万円です。

一方、値上げになる世帯は40代夫婦、子ども2人の4人家族で基礎課税分の所得で515万4,000円から541万3,000円の30世帯、高齢者支援金分では520万円から598万5,000円の64世帯が増税になり、960万円の税収増となります。差し引き660万円の増収となるものです。

所得の高い世帯に負担を求めるとしてはありますが、果たしてこの方たちは富裕層とは言えません。高校や大学への教育費、住宅ローン等の支払いなどもあり、生活は決して楽ではありません。

国民皆保険として発足した国保法第1条には、社会保障としてきちっと位置づけられています。相互扶助、共助の制度ではありません。また、第4条には国の責務が明記され、国庫負担の根拠になっています。国保は創設当時から被保険者の困難性を十分に認識しており、構造的な問題などの解決のために多額の国庫負担金が設定されていました。1980年までは国庫収入の60%が国庫支出金で賄われていましたが、1984年から臨調行革の名のもとに低下し続け、現在では総収入に占める国庫支出金の割合は20数%まで下げられています。

このことが高過ぎる国保税の大きな要因になっています。国の責任を果たすこと、国庫支出金の引き上げを国に求めるべきです。低所得者に対する軽減策については、高過ぎる国保税のさらなる負担増でやるべきではなく、市の一般会計からの繰り入れで実施すべきです。

議員各位のご理解と皆様のご理解とご賛同を賜りますようお願い申し上げます、討論を終わります。

○議長（藤枝 浩君） 次に、西山 猛君の発言を許可いたします。

〔12番 西山 猛君登壇〕

○12番（西山 猛君） 私は、議案第66号 工事請負契約の締結について、堂ノ池周辺整備工事契約の金額7億2,900万円、税込みですが、この議案に対して、反対の立場で討論をさせていただきたいと思っております。

昨日の一般質問の中で、現在の笠間市の借金、約500億円ということが執行部より提示されました。オギャーと生まれた赤ちゃんを含め、1人当たり65万円相当であると。これが

多いか少ないかは別として、平成の合併をもう一度検証し、さらには昭和の合併を思い起こして、今後のまちづくりを私は考える時期に来ていると思っております。

皆さんご承知のとおり、昭和の合併は世の中全体が右肩上がり、迎える高度成長期、これに向けてどんどん世の中が変わっていく、つまり合併をすることで強い自治体になってくる。何も怖いものはない。戦後の復興が昭和の合併に凝縮されていると、私は思っております。

一方で、平成の合併とはいかがなものでしょうか。少子高齢化が加速して単独自治体で物事がやっていけない。行政は事務事業が行えない。少なくとも当時の笠間市の前進である旧友部町、岩間町、旧笠間市、単独事業というのはありませんでした。つまり広域事務組合を形成しておりました。

こういう中で、これから10万人規模の自治体が単独で行政事務を行える、こういうたたき台のもと1市2町が合併をして、現在の笠間市が誕生したわけであります。丸々10年たちました。

私は、これから初期投資にかかったつまり合併特例債などの借金をどのように扱っていくか、これからの行政のあり方、行政サービスのあり方、こういうものをどのようにしていくか、大変な時期に来ていると思っております。

その中で、今回のこの堂ノ池周辺整備工事ににつきましては、平成23年当時、地区の総意でこの堂ノ池周辺整備工事が予定された。翌24年から用地の買収を始め、25、26、27、28年になり買収が完了したという状況であります。およそ1万6,300平米、この用地に今回関連する施設、道路を整備するわけであります。

所管する委員会でも議論になったと報告がありますが、つまり今、箱物の施設、特に学校等は廃校に追い込まれる。維持管理はどうするんだ。明らかにこういう問題が山積みであります。そのような中で、あえて今回、箱物という設備をつくることで、その維持管理、仮に試算をしたということですが、年間500万円程度であろうということですが、これはこれからの笠間市の発展のために果たしてどのように費用対効果が生まれるであろうかと、こういう危惧を抱くところであります。

そもそも4者協定ということで、今、本来両輪であるべき執行部と議会の中でバランスよく議論がなされ、ここにこの議案が上程されているかという、私はいささかそうではないと思っております。つまり4者協定の中で、突出して地元の意見が強調されている。果たして総意かどうか、これは私たち選挙民、市民の負託を受けた議会議員がさらなる検証すべきであると思っております。そして、これから10年、20年、50年先をどのように笠間市があるべきか考えなければならないと思っております。

そう考えますと、先ほどの500億円からの借金をこれからはスリム化して、行政サービスの低下を招かない、かゆい手が届く、そのような行政体系に変えていくべきだと思っております。

だとすれば、市が立案して計画した案件とは私は言えないだろうと思います。つまり地元の皆さんの総意、その総意が果たして笠間市の今の行政の中に適切な立ち位置になるのかと思っております。

いずれにしても、今後のランニングコストなど考えますと、議案として今回は工事の案件ですから、予定価格の関係でこの議会に付されておりますが、全体の計画を見たときに無用の長物にはなりはしないか。そして、私たちの子ども、孫、曾孫にこの負を背負わせる、そのようにはならないかという心配があります。

もちろん議会制民主主義です。多数決の中では、当然、皆さんの意見が、それぞれ個々の意見が反映されるべきだと思っております。私も、笠間市議会の末席を汚す者の一人として、この討論とともに正々堂々反対することが、私の市民から預かった負託と思っております。

したがって、今回の件、一般質問等の中でも執行部から答弁いただきましたが、本当に笠間市が今やるべきことなのか。今後、福田地区の皆さんに大きな負担にはなりはしないかということをお願いしまして、私の討論とさせていただきます。

議員諸兄の良識ある判断をお願いしまして、私の討論といたします。

○議長（藤枝 浩君） 次に、石井 栄君の発言を許可いたします。

〔3番 石井 栄君登壇〕

○3番（石井 栄君） 3番、日本共産党の石井 栄です。議案第70号 茨城県中央地域定住自立圏の形成に関する協定の締結についてに対する反対討論をいたします。

茨城県中央地域定住自立圏の形成に向けた取り組みには、中心市として位置づけられている水戸市を中心として、笠間市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村の中央地域の9市町村が、医療福祉、公共交通などの分野で連携協力していく茨城県中央地域定住自立圏の形成のために、水戸市を中心にして8市町村が水戸市と1対1の関係でこの協定を結び、連携することを目指そうとしております。

茨城県中央地域定住自立圏の形成に関する協定書は、第1条目的に、定住自立圏の形成に関する基本的事項を定めることにより、相互の役割分担のもとに、定住に必要な生活機能の確保、充実を図るとともに、地域の活性化に努めることを目的とする。第2条基本方針、政策分野の取り組みにおいて、相互に役割または機能を分担して連携を図り、共同し、または補完し合う。3条、連携する取り組みの分野及び内容、並びに水戸市、笠間市の役割分担では、水戸市、笠間市が連携して取り組む政策分野は次の各号に掲げるものとし、その取り組みの内容及び役割分担は、1、生活機能の強化にかかわる政策分野、2、結びつきやネットワークの強化にかかわる政策分野、3、圏域マネジメント能力の強化にかかわる政策分野、第4条で、事務執行に当たっての連携協力及び費用負担を述べ、第5条で協定の変更、第6条で協定の廃止、第7条で疑義の解決について定めています。

この議案を判断する上で大切な観点は、第1に、中心都市である水戸市と笠間市が対等

な関係にあるかどうかです。別表1の5、教育、体育施設や図書館などの公の施設の広域利用の推進の分野では、取り組みの内容として、圏域内における体育施設や図書館などの公の施設の広域利用を推進するため、利用促進に向けた効果的なPRや利便性の向上を図る事業に取り組むとされていますが、水戸市の役割は、笠間市と連携して圏域内における広域利用を推進するための各種事業において中心的な役割を担う。笠間市は、水戸市と連携して圏域内における体育施設や図書館などの公の施設の広域利用を推進するための各種事業に取り組むと記載されています。

別表第1の1、医療では、圏域内の安定的な医療体制の維持を図るため、医師の雇用支援や看護師の再就職支援を初めとした各種事業でも、中心市の水戸市は、医師及び看護師の確保を促進するための各種事業において中心的な役割を担うということになっているのに対して、笠間市はその各種事業に取り組むとなっており、水戸市は中心的な役割を果たすのに対して、笠間市は単に取り組むという関係であり、対等という関係には位置づけられておりません。

5月全協配付の資料2の定住自立圏共生理論についての節で、中心市が生活機能確保の役割を担う民間や地域の関係者、圏域の住民で構成する共生ビジョン懇談会での検討を経て、協定を締結した他の市町村と協議の上、策定、公表するものです。定住自立圏共生ビジョンには、圏域の将来像や協定に基づき推進する取り組み内容、実施スケジュール、事業費見込み等の具体的内容を記載し、これに基づき実施する事業に要する経費に対して特別交付税が措置されますと記載されています。この共生ビジョン懇談会で検討される内容は、将来像や取り組みの内容、実施スケジュール、費用などの重要な項目を扱います。

一方、構成メンバーである20名の関係者の選出に関し、基本的に水戸市が選出し、水戸市主導で運営するシステムです。笠間市と水戸市との関係は対等とは言えません。

第2に重要な点は、相互の自治保障であります。懇談会でできた案が市町村との協議に付され策定されるとなっていますが、中心市として中心的な役割を担うということが位置づけられている水戸市との協議の中で、笠間市の市長が対等に受け入れられる保障はなく、自治権が保障されるのかどうか確約がありません。

第3に重要な点は、施策の展開では、拠点開発、公共施設等の集約化優先ではなく、圏域全体の住民サービス向上を基本に据えることが大切です。これはどうなるでしょうか。

平成20年12月26日の総務次官からの各知事、指定都市市長に宛てた定住自立圏構想推進要綱についての通知の中の目的では、定住自立圏は圏域ごとに集約とネットワークの考え方にに基づき、中心市において圏域全体の暮らしに必要な都市機能を集約的に整備すると示され、定住自立圏の中心市と周辺市町村との役割分担では、定住自立圏の中心市は、みずからの住民のみならず、周辺市町村の住民もその機能を活用しているような都市機能がスピルオーバー——これあふれ出るという意味だそうですね。スピルオーバーしている都市であることが必要である。このような都市の機能を充実させていくことが、周辺市町村を

含めた圏域全体の暮らしを支え、魅力を向上させることにつながるものであり、そのような都市が圏域全体のマネジメントを担うことが求められていると述べております。

この総務省方針を基本に、この議案にある計画が進められることとなりますので、中心市である水戸市の拠点化、公共事業等の集約化が進められることとなります。

このようなことから、第1に、中心市である水戸市と笠間市の対等な関係が構築できず、第2に水戸市と笠間市の相互の自治保障が十分に確保されているとは言えず、第3には、必要な施設の充実確保、身近な地域での福祉、医療の充実ができるかどうかなど、圏域全体での住民サービスの向上が図られるのか不明確であります。

以上により、議案第70号 茨城県央地域定住自立圏の形成に関する協定の締結について賛成できませんので、反対いたします。

議員各位におかれましては、反対討論の趣旨をご理解いただき、賛同されますようお願い申し上げます。私の反対討論とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（藤枝 浩君） 討論を終わります。

これより1件ごとに採決いたします。

初めに、議案第60号 笠間市印鑑条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤枝 浩君） 起立多数であります。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第61号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤枝 浩君） 起立多数であります。本件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第62号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤枝 浩君） 起立多数であります。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第63号 笠間市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤枝 浩君） 異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第64号 笠間市基本構想の議決に関する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第65号 笠間市内における太陽光設備設置事業と住環境との調和に関する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第66号 工事請負契約の締結について（堂ノ池周辺整備工事）を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤枝 浩君） 起立多数であります。本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第67号 工事請負契約の締結について（（仮称）いなだこども園建設工事）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第68号 工事請負契約の締結について（岩間第一小学校校舎改修工事）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第69号 市道路線の廃止及び認定について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第70号 茨城県央地域定住自立圏の形成に関する協定の締結についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤枝 浩君） 起立多数であります。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第71号 笠間市公共下水道下市毛ポンプ場ポンプ設備等更新工事委託に関する協定の締結についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第72号 平成28年度笠間市一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決

されました。

次に、議案第73号 平成28年度笠間市一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

閉会の宣言

○議長（藤枝 浩君） 以上で、本日の日程はすべて終了し、今期市議会定例会に付議された議案の審議は全て終了いたしました。

これにて平成28年第2回笠間市議会定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

午前11時01分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 藤 枝 浩

署 名 議 員 石 松 俊 雄

署 名 議 員 海老澤 勝